



アクサの
治療保障のがん保険
マイセラピー

アクサ生命

アクサの「治療保障」のがん保険 マイ・セラピー
ガン治療保険(無解約払いもどし金型) 上皮内新生物治療給付特約付

● この保険は右記の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。 <基本保障>

ガン

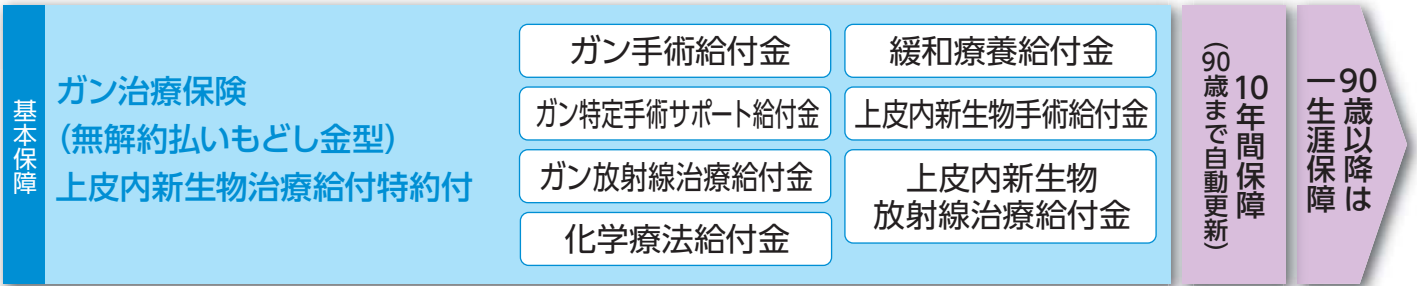
特長1

ガンの主な治療方法、「手術」「放射線治療」「化学療法(抗がん剤治療)」を保障します。「手術」「放射線治療」は上皮内ガンも保障します。

特長2

基本保障には待ち期間がなく、ご契約時からすぐに保障が始まります。
※待ち期間とはご契約日(責任開始期)以後であっても保障されない期間をいいます。

<イメージ図>



ご契約

基本保障の保障内容

このようなときにお支払いします		お支払金	お支払額	お支払限度
主契約	ガンにより手術を受けたとき	ガン手術給付金	基本給付金額×2	お支払限度はありません。
	ガンにより以下の手術を受けたとき 食道・胃・小腸・結腸・直腸・肛門の切除術および全摘出術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除きます。)	ガン特定手術サポート給付金		
	ガンにより放射線治療を受けたとき	ガン放射線治療給付金		
	ガンにより化学療法(抗がん剤治療)を受けたとき	化学療法給付金	基本給付金額	月1回、通算60ヵ月限度
	ガンによる疼痛などの緩和のために緩和ケアを受けたとき	緩和療養給付金		月1回、通算60ヵ月限度
治療給付特約(上皮内新生物)	上皮内ガンにより手術を受けたとき	上皮内新生物手術給付金	特約基本給付金額×2	お支払限度はありません。 60日に1回、通算お支払限度はありません。
	上皮内ガンにより放射線治療を受けたとき	上皮内新生物放射線治療給付金		

基本保障のお取り扱い範囲

契約年齢	5歳～80歳
保険期間・保険料払込期間	10年満了
基本給付金額	最低5万円～最高30万円(1万円単位)
保険料払込方法	月払/半年払/年払
解約時の払いもどし金	この保険の払いもどし金はありません。
契約者配当金	この保険には、契約者配当金はありません。

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

※契約年齢などによってお取り扱いできない範囲があります。

特約を追加することで保障をさらに充実させることができます。

一時金

先進医療

入院

任意付加 特約の保障内容

● 以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの特約です。

ガン

特約	このようなときにお支払いします	お支払金	お支払額	お支払限度
ガン・上皮内新生物一時金特約*1	【初回】ガンと診断確定されたとき 【2回目以降】 ガンにより1日以上入院したとき	ガン一時金	ガン一時金額	1年に1回限度、 通算5回限度*2
	上皮内ガンと診断確定されたとき	上皮内新生物一時金	ガン一時金額×10%	1年に1回限度、 通算5回限度*2
ガン先進医療給付特約(12)*3	ガンにより先進医療による 療養を受けたとき	ガン先進医療給付金	1回の療養につき、 先進医療にかかる 技術料と同額	1回の療養につき 1,000万円限度、 通算2,000万円限度
	ガン先進医療給付金の支払われる 療養を受けたとき	ガン先進医療一時金	1回の療養につき、 15万円	—
ガン入院給付特約	ガンにより 1日以上入院したとき	ガン入院給付金	ガン入院給付金 日額×入院日数	お支払日数に限度は ありません。
	上皮内ガンにより 1日以上入院したとき	上皮内新生物 入院給付金		
指定代理請求特約	ご契約者が被保険者の同意を得て この特約を付加した場合、所定の 給付金などの受取人が給付金など を請求できない所定の事情がある ときに、給付金などの受取人に代 わりあらかじめ指定した指定代理 請求人が給付金などを請求するこ とができます。	—	—	—

*1 この特約には90日間の待ち期間があります。ご契約から90日間は保障されません。

*2 「一時金1回のみ支払特則」を付加した場合は通算1回限度。

*3 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、ガン先進医療給付特約(12)からのお支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

付帯サービス

- ガン総合相談窓口ダイヤル ● 女性専用ダイヤル ● セカンドオピニオンサービス ● 生活支援ダイヤル
- ガン予防・早期発見サポート
- アクサメディカルアシスタンスサービス
オンライン健康相談(Doctors Me) / 24時間電話健康相談サービス / 糖尿病サポートサービス / 介護・リハビリサポートサービス / 郵送検査キットによる血液検査サービス

※上記サービスは各サービス提供会社が提供します。上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

■生命保険募集人について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

■給付金などをお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

お問合せ先・担当者